

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、翌日発行)

## 目 次

- ◇ 告 示 新たに生じた土地の確認  
字の区域の変更
- 字の区域の新設等 (三件)
- 土地改良法による換地処分 (三件)

## 告 示

### 鳥取県告示第五百四十号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第九条の五第一項の規定に基づき、福部村長から同村の区域内に次のとおり新たに生じた土地を確認した旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに生じた土地の位置 (昭和四十九年十二月二十日現在の地番による。)

新たに生じた土地の面積

福部村大字岩戸字田ノ尻二二四、一二四の七、一二四の九及びこれらと一体をなす国有地地先

二、四五四・二五平方メートル

福部村大字岩戸字屋敷二二九、二二二の二、二二二の二、二二二、二二二内第一、二二二内第一、二二二、二二二三の一及びこれらと一体をなす国有地地先

二、六二二・八〇平方メートル

### 鳥取県告示第五百四十一号

地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条第一項の規定に基づき、福部村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、昭和五十年六月十七日からその効力を生ずる。  
昭和五十年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域 (昭和四十九年十二月二十日現在の地番による。)
大字岩戸字田ノ尻	大字岩戸字田ノ尻の全域並びに同字一二四、一二四の七、一二四の九及びこれらと一体をなす国有地地先 二、四五四・二五平方メートル
大字岩戸字屋敷の全域並びに同字二二九、二二二の二、	

大字岩戸字屋敷

二二二の一、二二二、二二二内第一、二二九内第一、二三一、二三二の一及びこれらと一体をなす国有地地先 二、六二二・八〇平方メートル

鳥取県告示第五百四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による鳥取市が行う土地改良事業に係る津ノ井（農地造成）地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称

同上の区域（昭和四十九年八月二十六日現在の地番による。）

広岡字平丘

広岡字光雲寺二四五の一及び二四五の三、広岡字奥矢谷六四から七七まで、二四八の一から二四八の八まで及びこれらと一体をなす国有地、広岡字矢谷堤奥七八から八一まで及びこれらと一体をなす国有地並びに広岡字奥矢谷二四八の七、二四八の八及び二四八の九の一部に隣接する広岡字矢谷堤奥の国有地並びに広岡字西矢谷二六二、二六二の一、二六二の三、二六三の二及び二六三の三

区域を変更する字の名称

同上の区域（昭和四十九年八月二十六日現在の地番による。）

広岡字光雲寺

広岡字光雲寺のうち二四五の一及び二四五の三以外の区域

広岡字奥矢谷

広岡字奥矢谷のうち六四から七七まで、二四八の一から二四八の八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

広岡字矢谷堤奥

広岡字矢谷堤奥のうち七八から八一まで及びこれらと一体をなす国有地並びに広岡字奥矢谷二四八の七、二四八の八及び二四八の九の一部に隣接する広岡字矢谷堤奥の国有地以外の区域

広岡字西矢谷

広岡字西矢谷のうち二六二、二六二の二、二六二の三、二六三の二及び二六三の三以外の区域

祢宜谷字坂口

祢宜谷字敷ノ内三三〇の二、祢宜谷字向山三三五の一部及び三六七の一部並びに祢宜谷字坂口の全域

祢宜谷字敷ノ内

祢宜谷字敷ノ内のうち三三〇の二以外の区域

祢宜谷字柿内谷

祢宜谷字柿内谷のうち三六二の一、三六二の二及び三六四と一体をなす国有地の一部以外の区域

祢宜谷字向山

祢宜谷字向山のうち三六五の一部及び三六七の一部以外の区域並びに祢宜谷字柿内谷三六二の一、三六二の二及び三六四と一体をなす国有地の一部

祢宜谷字冥賀谷三九五の六の一部、三九五の七、四〇九

<p>祢宜谷字後谷</p>	<p>の一の一部、四〇九の二、四一〇の一の一部及び四一一の一の一部、祢宜谷字遊ケ谷四一六の三の一部、四一七の一部及び四一八の三の一部並びに祢宜谷字後谷の全域</p>
<p>祢宜谷字冥賀谷</p>	<p>祢宜谷字冥賀谷のうち三九五の六の一部、三九五の七、四〇九の一の一部、四〇九の二、四一〇の一の一部及び四一一の一の一部以外の区域並びに祢宜谷字遊ケ谷四一四の一部及び四一五の一部</p>
<p>祢宜谷字遊ケ谷</p>	<p>祢宜谷字遊ケ谷のうち四一四の一部、四一五の一部、四一六の三の一部、四一七の一部、四一八の三の一部及び四二〇の一九の一部以外の区域、祢宜谷字向山、三六五の一部、祢宜谷字冥賀谷四一一の一の一部、祢宜谷字下遊ケ谷四二三から四二五まで、四二六の一、四二八の一及びこれらと一体をなす国有地、祢宜谷字上遊ケ谷四三五の一部及び四三六の一部、祢宜谷字境ケ尾四五九の八の一部、四五九の五一の一部、四五九の七二の一部、四五九の七三から四五九の七七まで、四五九の九九から四五九の一〇八までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに祢宜谷字柿内谷三六二の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>祢宜谷字下遊ケ谷</p>	<p>祢宜谷字下遊ケ谷のうち四二三から四二五まで、四二六の一、四二八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>祢宜谷字上遊ケ谷</p>	<p>祢宜谷字上遊ケ谷のうち四二九から四三六まで及びこれ</p>

<p>らと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>祢宜谷字境ケ尾のうち四五九の八の一部、四五九の五一の一部、四五九の七二の一部、四五九の七三から四五九の七七まで、四五九の九九から四五九の一〇八までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、祢宜谷字上遊ケ谷四二九から四三四まで、四三五の一部、四三六の一部及びこれらと一体をなす国有地、祢宜谷字遊ケ谷四二〇の一部、四一八の一部、祢宜谷字下道四五四、四五八、四五八の一及び四五八の二と一体をなす国有地の一部並びに祢宜谷字上遊ケ谷道ノ上の全域</p>
<p>祢宜谷字下タ道</p>	<p>祢宜谷字下タ道のうち四五四、四五八、四五八の一及び四五八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>祢宜谷字上遊ケ谷道ノ上</p>

**鳥取県告示第五百四十三号**

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、河原町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第四項の規定による北村弓河内土地改良区が行う土地改良事業に係る北村弓河内地区の換地処分公告があつた日の翌日

からその効力を生ずる。

昭和五十年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

<p>新たに画する 字の名称</p>	<p>同上の区域(昭和四十八年十二月四日現在の地番による。)</p>
<p>大字北村字廣瀬</p>	<p>大字北村字上廣瀬七三〇、七三一から七三三の三まで、七三八、七三九、七三九内第一、七四〇及びこれらと一体をなす国有地、大字北村字中廣瀬七四四の二、七四五、七四六の一、七四六の二、七五三、七五四、七五九の一、七五九の三、七五九の七、七六〇、七六一、七六一次二、七六一次三及びこれらと一体をなす国有地、大字北村字下廣瀬七六二から七六四次二まで、七六四内第一、七六五から七六六の三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに大字北村字伊勢谷口七六七次一、七六七の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>区域を変更する 字の名称</p>	<p>同上の区域(昭和四十八年十二月四日現在の地番による。)</p>
<p>大字北村字産田</p>	<p>大字北村字産田のうち三の一部、六の一部、七、七の一の一部、一〇から一一の二までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字北村字粟柄免の一、一の二、一の四の一部、二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字北村字地堂後一二の一部、一三の一部、二二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字北村字宮田八〇の二の一部及び八一の九の一部、大字北村字河原垣九五次一の一部、九五の二の一部、九六、九七、九八の一の一部及びこ</p>
<p>大字北村字嶽ノ前</p>	<p>れらと一体をなす国有地、大字弓河内字塔ノ本二五八の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字弓河内字堤川一五九の三の一部及びこれと一体をなす国有地</p> <p>大字北村字嶽ノ前のうち二六の一部、二七の一の一部、二七の二の一部、二八から三一まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字北村字産田一〇から一一の二までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字北村字地堂後一二の一部、二二の一部、二三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字弓河内字沖一二二の一部</p>
<p>大字北村字前田</p>	<p>大字北村字前田のうち三九の一部、四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字北村字地堂後一三の一部、一五の一部、一六の一部、一七の一、一七の二、一八、一九の一部、二〇の一部、二二、二二の一部、二三の一部、二三次一及びこれらと一体をなす国有地、大字北村字嶽ノ前二六の一部、二七の一の一部、二七の二の一部、二八から三一まで及びこれらと一体をなす国有地、大字北村字鑄物師屋敷四二の一部、四三の一部、四四の一部、四五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字北村字森木元六九の一の一部、七一の一の一部、七一の二の一部、七二の一部、七三の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字北村鑄物師屋敷</p>	<p>大字北村字鑄物師屋敷のうち四二の一部、四三の一部、四四の一部、四五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字北村字前田三九の一部、四〇の一部及びこ</p>

<p>大字北村字森木元</p> <p>れらと一体をなす国有地並びに大字北村字森木元六九の二及び五一と一体をなす国有地</p>	<p>大字北村字森木元のうち六九の一、七一の一から七三まで及びこれらと一体をなす国有地並びに六九の二及び五一と一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>大字北村字宮田のうち七六の六、七八の二の一部、七八の三から七八の五まで、七八の六の一部、七八の七、七八の九、八〇の二の一部、八〇の三、八一の一の一部、八一の二から八一の六まで、八一の七の一部、八一の八、八一の九の一部、八一の一〇から八一の一三まで、八一の一五から八一の一八まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字北村字粟柄免二の一部及びこれと一体をなす国有地、大字北村字産田三の一部及びこれと一体をなす国有地、大字北村字地堂後一三の一部、一四の一、一四の二、一四次一、一五の一部、一五内第一、一六の一部、一九の一部、二〇の一部、二二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字北村字森木元六九の一の一部、七一の一の一部、七一の二の一部、七二の一部、七二次一、七三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字北村字河原垣九二の二の一部、九二の七の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大字北村字東のうち九一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域、大字北村字宮田七六の六、七八の二の一部、七八の三から七八の五まで、七八の六の一部、七八の</p>
<p>大字北村字東</p> <p>七、七八の九、八〇の二の一部、八〇の三、八一の一の一部、八一の二から八一の六まで、八一の七の一部、八一の八、八一の九の一部、八一の一〇から八一の一三まで、八一の一五から八一の一八まで及びこれらと一体をなす国有地、大字北村字河原垣九二の一、九二次一、九二の二の一部、九二の三から九二の六まで、九二の七の一部、九二の八、九二の九、九三の一部、九四の一部、九五の一、九五の二の一部、九五の三から九五の五まで、九五次一の一部、九八の一の一部、九八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字北村字道小田九九、一〇〇、一〇一の一部、一〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字北村字岡繩手一〇九の一部、一一〇の一の一部、一一〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字北村字寺ノ脇一八五の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大字弓河内字堤川一五九内第一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>大字北村字岡繩手のうち一〇九の一部、一一〇の一の一部、一一〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字北村字東九一の一部及びこれと一体をなす国有地、大字北村字河原垣九三の一部、九三次一、九四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字北村字道小田一〇一の一部、一〇二、一〇三の一部、一〇四の一、一〇四の二、一〇五及びこれらと一体をなす国有地、大字北村字河原垣一一三の一の一部、一一三次一、一一三の二、一一四、一一四次一、一一五の二、一一八の二及びこれらと一体を</p>		

大字北村字河原田	<p>大字北村字河原田のうち一一三の一、一一三一次一、一一三の二、一一四、一一四次一、一一五の二、一一八の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一一七、一一七次一、一一八の一及び一一九と一体をなす国有地以外の区域</p>
大字北村字船谷口	<p>大字北村字船谷口のうち一六一から一六五まで及びこれらと一体をなす国有地並びに二五九と一体をなす国有地以外の区域</p>
大字北村字宮ノ前	<p>大字北村字宮ノ前のうち一六六の一部、一六七の一の一部、一七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字北村字船谷口一六一から一六四の一まで、一六五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二五九と一体をなす国有地の一部並びに大字北村字河原田一一三の一の一部</p>
大字北村字寺ノ脇	<p>大字北村字寺ノ脇のうち一八五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字北村字船谷口一六五の一</p>
大字北村字寺ノ脇	<p>大字北村字寺ノ脇 部及びこれと一体をなす国有地の一部並びに大字北村宮ノ前一六六の一部、一六七の一の一部、一七〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字北村字井手ノ上	<p>大字北村字井手ノ上 大字北村字井手ノ上のうち二五七の一の一部、二五八の一部、二五八次一、二五九の一の一部、二五九次一の一部、二六〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二六八以外の区域</p>
大字北村字中村	<p>大字北村字中村 大字北村字中村のうち二七七の一部、二七八の一部、二七八次二、二七九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字北村字井手ノ上二五九の一の一部、二五九次一の一部、二六〇の一部、二六八及びこれらと一体をなす国有地並びに二五八次一と一体をなす国有地の一部並びに大字北村字山際二八五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字北村字山際	<p>大字北村字山際 大字北村字山際のうち二八五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字北村字井手ノ上二五七の一の一部、二五八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二五八次一及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字北村字中村二七七の一部、二七八の一部、二七八次二、二七九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
大字北村字井手ノ手	<p>大字北村字井手ノ手 大字北村字井手ノ手のうち七〇三の一部、七〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字北村字折ノ木七〇五の一部</p>

<p>大字北村字折ノ木</p>	<p>大字北村字折ノ木のうち七〇五の一部以外の区域並びに 大字北村字井手ノ手七〇三の一部、七〇四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字北村字上廣瀬</p>	<p>大字北村字廣瀬のうち七三〇、七三一から七三三の三まで、七三八、七三九、七三九内第一、七四〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字北村字中廣瀬</p>	<p>大字北村字中廣瀬のうち七四四の二、七四五、七四六の 一、七四六の二、七五三、七五四、七五九の一、七五九の 三、七五九の七、七六〇、七六一、七六一次二、七六一次 三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字北村字下廣瀬</p>	<p>大字北村字下廣瀬のうち七六二から七六四次二まで、七 六四内第一、七六五から七六六の三まで及びこれらと一体 をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字北村字伊勢谷口</p>	<p>大字北村字伊勢谷口のうち七六七次一、七六七の二及び これらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字弓河内字岩神</p>	<p>大字弓河内字岩神の全域、大字弓河内字田中七五の一の 一部及びこれと一体をなす国有地並びに六四の一、六四の 二と一体をなす国有地並びに大字弓河内字竹ノ前七六の一 部、七七、七八から八〇までの一部及びこれらと一体をな す国有地</p>
<p>大字弓河内字田中のうち六九の八、七〇二、七三から七</p>	
<p>大字弓河内字田中</p>	<p>五の一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六 四の一、六四の二と一体をなす国有地以外の区域並びに大 字弓河内字竹ノ前七六の一部</p>
<p>大字弓河内 字十王ノ前</p>	<p>大字弓河内字十王ノ前の全域、大字弓河内字田中七三か ら七五の一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並び に大字弓河内字竹ノ前七六の一部、七八から八〇までの一 部、八一、八一内第一、八二及びこれらと一体をなす国有 地</p>
<p>大字弓河内 字小畑ヶ瀬</p>	<p>大字弓河内小畑ヶ瀬のうち九一、九二の一の一部、九八 の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大 字弓河内田中六九の八及び七〇の二</p>
<p>大字弓河内 字薬師ノ元</p>	<p>大字弓河内字薬師ノ元のうち一〇六の一部、一〇八の一 部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字弓河内 字小畑ヶ瀬九一、九二の一の一部、九八の一部及びこれら と一体をなす国有地、大字弓河内字井手口一〇九の一部、 一一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字弓 河内字階シ一四五の一、一四五の二、一四六の一及び一四 六の二と一体をなす国有地の一部</p>
<p>大字弓河内字井手口</p>	<p>大字弓河内字井手口のうち一〇九、一一〇、一一一から 一一四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字弓河内字沖のうち一一八の一の一部、一二〇の一の 一部及び一二二の一部以外の区域、大字弓河内字井手口一</p>	

<p>大字弓河内字沖</p>	<p>一〇の一部、一一一、一一二内第一の一部、一一三の一部、一一四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字弓河内字秋安二二三の一、二二三の二の一部、一二五から一二八までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字北村字産田一〇の一部、一一の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字弓河内字産田</p>	<p>大字弓河内字産田のうち一三七から一四〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字弓河内字栗師ノ元一〇六の一部、一〇八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字弓河内字井手口一〇九の一部、一一〇の一部、一一二、一一二内第一の一部、一一三の一部、一一四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字弓河内字沖一一八の二の一部及び二〇の二の一部、大字弓河内字秋安二二三の二の一部、二二四、二二五から二二八までの一部、二二九から一三五まで及びこれらと一体をなす国有地、大字弓河内字階シ一四一、一四二の二、一四二の二の一部、一四三の一部、一四四、一四五の二の一部、一四六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字北村字産田六の一部、七、七の二の一部、一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字弓河内殿屋敷</p>	<p>三九の一部、一四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字弓河内字階シ一四二の二の一部、一四三の一部、一四五の二の一部、一四五の二、一四六の二、一四六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字弓河内字塔ノ本一五二の二の一部、一五三の二の一部、一五四の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字弓河内字塔ノ本</p>	<p>大字弓河内字塔ノ本のうち一五二の二から一五二の六まで、一五三の二の一部、一五三の二、一五四の二の一部、一五四の二、一五八の二の一部、一五八の二から一五八の四まで、一五八の五の一部、一五八の六から一五八の二二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字弓河内字産田一三七から一三九までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字弓河内字堤川一五九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字北村字栗柄免一の三、一の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字北村字産田六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字弓河内字殿屋敷のうち一四七内第二、一五〇の二、一五一の二の一部、一五一の二から一五一の六まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字弓河内字産田一</p>	<p>大字河内字堤川のうち一五九内第一の一部、一五九の三の一部、一六〇の一部、一六一の一部、一六二、一六三の一部、一六四の一部、一六八の二の一部、一六八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字弓河内字殿屋敷一四七内第二、一五〇の二、一五一の二の一部、一五一の二から一五一の六まで及びこれらと一体をなす国有地、大字弓河内字塔ノ本一五二の二の一部、一五二の二</p>



<p>大字弓河内字堤川</p>	<p>から一五二の六まで、一五三の一の一部、一五三の二、一五八の一の一部、一五八の二から一五八の四まで、一五八の五の一部、一五八の六から一五八の二二まで及びこれらと一体をなす国有地、大字弓河内字岡ノ前一七〇の一部、一七〇の一、一七一の一部、一七一内第一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字北村字河原垣九八の一の一部、九八の二の一部、九八の三、九八の四及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字弓河内字岡ノ前</p>	<p>大字弓河内字岡ノ前のうち一七〇の二の一部、一七〇の一、一七一の一部、一七一内第一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字弓河内字堤川一六〇の一部、一六一の一部、一六二、一六三の一部、一六四の一部、一六八の一の一部、一六八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大字弓河内字河原田一七九、一七九の一、一八〇の一の一部、一八〇内第一、一八〇の二、一八一の三、一八二、一八二内第一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字弓河内字河原田</p>	<p>大字弓河内字河原田のうち一七九、一七九の一、一八〇の一、一八〇の二、一八〇内第一、一八一の三、一八二、一八二内第一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字弓河内字谷川口</p>	<p>大字弓河内字谷川口のうち三三九の一の一部、三三九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字弓河内字上ミ原三四六の一の一部、三四七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>大字弓河内字上ミ原</p>	<p>大字弓河内字上ミ原のうち三四六の一の一部、三四七の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字弓河内字谷川口三三九の一の一部、三三九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大字弓河内字下モ原三六七、三六七の一、三六七次一、三六七次三、三六七次四、三六九次二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字弓河内字下モ原</p>	<p>大字河内字下モ原のうち三六七、三六七の一、三六七次一、三六七次三、三六七次四、三六九次二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字北村字粟柄免、大字北村字地堂後、大字北村字河原垣、大字北村字道小田、大字弓河内字竹ノ前、大字弓河内字秋安及び大字弓河内字階シ</p>

鳥取鳥告示第五百四十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき倉吉市長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による倉吉市横手地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生

する。

昭和五十年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和四十八年十一月二十四の現在の地番による。)
大立字西ノ田	大立字西ノ田のうち二八八の一部、二九〇の一部、二九三の一部及び二九四の一部以外の区域、大立字堂ノ上三〇三の一部並びに三〇三の一及び三〇八の一と一体をなす国有地の一部並びに大立字棚谷二七八の一、二七九、二八一の一、二八一の二及び二八四と一体をなす国有地の一部
大立字堂ノ上	大立字堂ノ上のうち三〇三の一部並びに三〇三の一及び三〇八の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大立字西ノ田二八八の一部、二九〇の一部、二九三の一部及び二九四の一部並びに大立字棚谷二八四及び二八五と一体をなす国有地の一部
大立字東	大立字東のうち二二三、二二三の一部、二二四の一部、二四〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大立字前田二一九の一部、二二〇の一部、二二一の一部並びに二二六、二二七の一、二二八、二二九及び二二二と一体をなす国有地の一部並びに大立字棚谷二四六の一部並びに二四六、二七七及び二八〇と一体をなす国有地の一部

大立字棚谷	大立字棚谷のうち二四六の一部並びに二四六、二七七及び二八〇と一体をなす国有地の一部並びに二七八の一、二七九、二八一の一、二八一の二、二八四及び二八五と一体をなす国有地の一部以外の区域
大立字前田	大立字前田のうち二一九の一部、二二〇の一部、二二二並びに二二六、二二七の一、二二八、二二九、二三〇及び二二一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大立字堂ノ下二二三、二二四の一、二二四の五、二二五及びこれらと一体をなす国有地並びに大立字頭無シ一八八の一部、一八九の一、一九〇の一部、一九七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地
大立字堂ノ下	大立字堂ノ下のうち二二三、二二四の一、二二四の五、二二五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大立字堂ノ元二〇六の一部、二〇七の一部、二〇九及びこれらと一体をなす国有地、大立字瀧波一九九の一部、二〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大立字頭無シ一九四の一部、一九八並びに一九四、一九五の二、一九七の二及び一九八と一体をなす国有地の一部
大立字堂ノ元	大立字堂ノ元のうち二〇六、二〇七、二〇九及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大立字瀧波	大立字瀧波のうち一九九の一部、二〇〇の一部、二〇一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大立字堂ノ元二〇六の一部及び二〇七の一部

<p>大立字宮ノ前</p>	<p>大立字宮ノ前のうち、一六六の一の一部、一六六次一の一部、一六七、一六八の一の一部、一七〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大立字赤田一六一の一の一部並びに一六〇の一、一六一の一及び一六二と一体をなす国有地の一部、大立字谷通一七三の一、大立字頭無シ一九三、一九四の一部並びに一九二の二、一九三、一九四及び一九五の二と一体をなす国有地の一部並びに大立字瀧波二〇〇の一部、二〇一及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大立字谷通</p>	<p>大立字谷通のうち一七三の一並びに一七五の一の一部、一七六の一部、一七九の一部、一八〇、一八一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大立字前田二二〇の一部、二二二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大立字東二二二、二二三の一部、二二四の一部、二四〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大立字宮ノ前一七〇の一の一部及びこれと一体をなす国有地、大立字上樋尻一四〇の一部、一四三の一部、一四四の一部、一四五から一四八まで及びこれらと一体をなす国有地、大立字西樋尻一四九の一部、大立字樋尻蔭四三の二及び四四の二並びに大立字頭無シ一八七から一九二の一まで、一九二の三、一九五の一、一九五の三、一九六の一から一九七の一まで、一九七の三及びこれらと一体をなす国有地並びに一九二の二、一九五の二、一九七の二並びに一九二の二、一九三、一九四、一九五の二、一九七の二及び一九八と一体をなす</p>
<p>大立字樋尻蔭</p>	<p>国有地の一部</p>
<p>大立字赤田</p>	<p>大立字赤田のうち一五五、一五六の一の一部、一五七、一五八、一五九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一六一の一の一部並びに一六〇の一、一六一の一及び一六二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大立字西樋尻</p>	<p>大立字西樋尻のうち一四九の一部、一五一から一五四までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大立字樋尻二二八の三の一部、二二九の一の一部、二二九の二の一部、一三〇の二の一部、一三二の一の一部、一三三の一部、一三四の一の一部、一三四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大立字上樋尻一三五の一部、一三六の一部、一三九から一四〇の二までの一部、一四一の二、一四二、一四三の一部、一四四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大立字赤田一五五、一五六の一の一部、一五七の一部、一五八の一部、一五九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大立字谷通一七五の一の一部、一七六の一部、一七九の一部、一八〇、一八一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大立字宮ノ前一六六の一の一部、一六六次一の一部、一六七、一六八の一の一部、一七〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大立字樋尻のうち一〇四の一から一〇五の二までの一部、一二八の三の一部、一二九の一から一三〇の一までの一部、</p>	<p></p>

<p>大立字橋詰</p>	<p>大立字新田</p>	<p>大立字樋尻</p>
<p>大立字橋詰のうち八六の六の一部、九三、九四の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大立字川端七六の三、大立字新田五五の二から七四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに大立字下繩手九五の二、九七の二及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>大立字橋詰八六の六の一部、九三、九四の三及びこれらと一体をなす国有地、大立字下繩手九五の一、九六、九七の一、九八から一〇二まで、一〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地、大立字樋尻一〇四の二から一〇五の二までの一部、一二九の二から一三〇の二までの一部、一三二、一三三の二の一部、一三三の二及びこれらと一体をなす国有地、大立字西樋尻一五二から一五四までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに大立字赤田一五七の一部、一五八の一部、一五九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>一三〇の二、一三二から一三三の二まで、一三三から一三四の二までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大立字上樋尻一三五の一部、一三六の一部、一三七の二から一三八まで、一三九から一四〇の二までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大立字西樋尻一五一の一部及びこれと一体をなす国有地、大立字下繩手一〇三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに大立字新田六〇及び六二と一体をなす国有地の一部</p>

<p>大立字川端</p>	<p>大立字川端のうち七六の三以外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>大立字下繩手、大立字上樋尻及び大立字頭無シ</p>
<p>鳥取県告示第五百四十五号</p>	
<p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市から同市が行う土地改良事業に係る津ノ井（農地造成）地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。</p> <p>昭和五十年六月十七日</p> <p>鳥取県知事 平 林 鴻 三</p>	
<p>鳥取県告示第五百四十六号</p>	
<p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、八頭郡河原町大字北村一七六番地北村弓河内土地改良区から同土地改良区が行う土地改良事業に係る北村弓河内地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法同条第四項の規定により告示する。</p> <p>昭和五十年六月十七日</p> <p>鳥取県知事 平 林 鴻 三</p>	

鳥取県告示第五百四十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉吉市から同市が行う土地改良事業に係る倉吉市横手地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十年六月十七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三